

文書 000004 2021 (令和 3) 年 08 月 07 日

ご利用者 各位

Full Automatic Dungeon Server 管理者少佐.exe 運営者ホウプ 運営者地球

リソースパック利用約款の改正について

拝啓

残暑の候、ご利用者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、2019(令和元)年 12 月 10 日に制定した利用約款を一部改正いたします。改正したところ及び、全文は以下でご報告いたします。

引き続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改正箇所

| 改正前 | 改正後 | 理由 |
|------------------------------------|-----------------------------------|------------------|
| 第十九条 連絡 | 第十九条 連絡 | 文書 000001 「公式サイト |
| 乙が甲への連絡は次に掲げる問い | 乙が甲への連絡は次に掲げる問い | の移動について」でお知 |
| 合わせフォームに限る | 合わせフォームに限る | らせしたように、公式サ |
| イ) 乙が甲へ連絡する場合は以下 | イ) 乙が甲へ連絡する場合は以下 | イトの移動に合わせて、 |
| の問い合わせフォームに限る | の問い合わせフォームに限る | お問い合わせフォームの |
| https://sites.google.com/view/fad- | https://fadserver.github.io/FAD/c | URL を変更するため。 |
| info/%E3%83%9B%E3%83%BC | ontact/index.html | |
| %E3%83%A0/%E3%83%95%E3 | ロ) 甲から乙へ各種連絡する場合、 | |
| %82%A9%E3%83%BC%E3%83 | 下記の問い合わせフォームを使用 | |
| %A0?authuser=0 | する。又、このメールアドレスは乙 | |

口) を使用する。又、このメールアドレ きない

ー ディー ドット アイ エヌ エフ オー ドット エフ エー ディー アットマーク ジー エ ム エー アイ エル ドット シー オー エム)

甲から乙へ各種連絡する|から甲に連絡することができない 場合、下記の問い合わせフォーム | fad.info.fad@gmail.com (エフ エ ー ディー ドット アイ エヌ スは乙から甲に連絡することがで エフ オー ドット エフ エー ディー アットマーク ジー エ fad.info.fad@gmail.com (エフ エ ム エー アイ エル ドット シー オー エム)

2. 利用約款全文

リソースパック利用約款

FAD_Official_ResourcePack について

この度はダウンロードしていただき誠にありがとうございます。 以下の利用約款に基づいて使用してください。

本則

第一章 利用約款について

第一条 この利用約款での表記

この利用約款に於いて、FAD Official ResourcePackの製作者並びに、Full Automatic Dungeon サー バーの運営者を「甲」、利用者を「乙」、FAD_Official_ResourcePack を「当リソースパック」、当リソ ースパックとほぼ同一の内容を有しながら、当リソースパックより過去に作成又は、公開したリソー スパックを総称して「旧バージョン」、当リソースパックを直接的・間接的を問わず用いて金銭及びそ れに準じる物品の受け渡しを伴う利用を「商用利用」と言う

第二条 準拠法

この利用約款では、日本国の憲法、法律、政令、施行令、省令、並びに使用地域の自治体の条例等の



法令(以下「準拠法」と言う) に基づく

第三条 乙の同意基準

甲は乙が当リソースパックを動作させたとき、この利用約款に定める各条項に基づく拘束を受けることに同意したとみなす

第四条 再考

乙は甲が定めるこの利用約款に異議がある場合、甲に対し第十九条イ)に掲げる問い合わせフォーム にこの利用約款について再考する旨の審議を送ることができ、乙から意義がある旨の内容が送られて きた場合、甲は本規約の内容について再考しなければならない

第二章 当リソースパックについて

第五条 名称

当リソースパックは「FAD_Official_ResourcePack」と呼称する

第六条 目的

甲は当リソースパックを Full Automatic Dungeon サーバー内で銃を用いたゲームを行う際、臨場感及 び、迫力等を補う目的で製作した

第七条 当リソースパックの動作環境

当リソースパックは Mojang AB のゲームたる「Maincraft」バージョン 1.12.2 上にて動作するように 製作した

第三章 甲について

第八条 当リソースパックの配布方法 甲は当リソースパックを無償で提供しなければならない イ) 乙が第十条に違反した場合はこの限りではない

第九条 この利用約款について

甲は乙と同様にこの利用約款の拘束を受けることとする



第四章 乙について

第十条 禁止事項

甲は乙に対していかなる時でも、以下の各号に掲げる行為を乙が行うこと禁止する

- イ)無断で当リソースパックを二次配布する行為
- ロ)無断で当リソースパックの書き換え、改造及び改変をする行為
- ハ)無断で当リソースパックを商用利用する行為
- 二) 準拠法に抵触する行為
- ホ) 第六条に掲げる目的を著しく逸脱する使い方をする行為
- へ) 当リソースパック並びに甲を侮辱又は、誹謗中傷する行為
- ト)インターネット等に当リソースパックを侮辱又は、誹謗中傷など甲又は、当リソースパック若しくは、Full Automatic Dungeon サーバーに損害を与える目的でアップロードする行為

第十一条 第十条に掲げる行為を乙が止むを得なく行う場合

第十条に掲げる行為を乙が止むを得なく行う場合第十九条イ)に掲げる問い合わせフォームに必ず連絡すること

第十二条 注意事項

乙は以下の各号に掲げる行為に注意しなければならない

- イ) 当リソースパックを動作させる行為はいづれも乙の自己責任によるものである
- ロ) 当リソースパックのいずれのバージョンであっても当リソースパックの動作を保証するものでは ない

第十三条 許容事項

乙は以下の各号に掲げる行為は基本的に甲に申告せずに行うことができるが第十九条イ、に掲げる問い合わせフォームに申告することが望ましい

- イ) インターネットに当リソースパックを好意的な目的でアップロードする行為
- ① 前項での好意的な目的でアップロードとは、無償で当リソースパックを好ましい表現で紹介又は、使用する行為

第十四条 乙のとるべき行動

当リソースパックの不具合、バグ等、第六条に掲げる目的を行使できないとき、第十九条イ)に掲げる問い合わせフォームにその旨を連絡するのが望ましい

第十五条 甲と乙の関係



乙は甲の指示を遵守しなければならない、ただし、甲が次に掲げる行動を行っていた場合はこの限り ではない

- イ) 準拠法に抵触する指示を行ったとき
- ロ) 甲がこの利用約款に抵触したとき

第十六条 乙の義務

乙はこの利用約款を遵守しなければならない

第十七条 商用利用について

商用利用をする場合、第十九条イ)に掲げる問い合わせフォームに必ず連絡すること

第十八条 この利用約款に明記されていないことに関して

この利用約款に明記されていないことに関する行為は、乙が主観で決めず、分からないことあれば第 十九条イ)に掲げる問い合わせフォームに連絡すること

第五章 雑則

第十九条 連絡

乙が甲への連絡は次に掲げる問い合わせフォームに限る

イ) 乙が甲へ連絡する場合は以下の問い合わせフォームに限る

https://fadserver.github.io/FAD/contact/index.html

ロ) 甲から乙へ各種連絡する場合、下記の問い合わせフォームを使用する。又、このメールアドレス は乙から甲に連絡することができない

fad.info.fad@gmail.com (エフ エー ディー ドット アイ エヌ エフ オー ドット エフ エ ー ディー アットマーク ジー エム エー アイ エル ドット シー オー エム)

附則

第一条 この利用約款は令和元年 12 月 10 日より施行する

第二条 令和3年8月7日、改正

以上